

熊本県監査委員公告第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により平成30年6月7日、8日及び7月5日に実施した企業局定期監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年8月6日

熊本県監査委員	濱田義之
同	竹中潮
同	氷室雄一郎
同	田代国広

1 監査対象期間

平成29年度

2 監査の主眼

- (1)財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。
- (2)経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

3 監査の結果

財務事務の執行及び事業の経営管理については、おおむね適正であった。

また、計数についても関係諸帳簿、証拠書類と照合点検の結果、正確であることを確認した。

なお、報告公表事項はなかったが、軽易な事項については、その都度注意を行った。